

財政再建団体をめぐる諸課題

現在、東京都の財政は危機的な状況にあります。このままでは、地方自治体の倒産というべき「財政再建団体」への転落も避けられません。財政再建団体になると、数多くの事業を廃止したり、サービス水準を引き下げざるをえなくなり、都民の皆様の生活にも大きな影響を及ぼしかねません。そのような事態に陥らないように、現在都は自主的な財政再建に取り組んでいます。ここでは仮に都が財政再建団体になった場合、どのような事業が見直しの対象になるかを想定してみました。

1 財政再建団体転落への構図

都は10年度決算で1,068億円の実質収支の赤字を計上したところであるが、減収補てん債の発行や減債基金積立の一部見送り等の財源対策を講じなかった場合の実質的な赤字は3,500億円程度の巨額なものとなる。

また12年度以降も、毎年6,000億円から7,000億円もの巨額の財源不足が見込まれる。

地方公共団体は、実質収支の赤字額が一定限度を超えると国直轄事業などを除く全ての地方債を発行できなくなる。(起債制限団体)

都の場合の赤字限度額は現在約3,000億円であることから、このまま何の方策をとることなく放置すれば明日にでも起債制限団体へ転落し、8,300億円を超える起債充当事業のほとんどが事実上執行不能となるとともに、都民サービスの著しい低下を招くことになる。

【都債充当事業(11年度予算)】

(単位：億円)

区	分	事業費	うち都債
合計		8,345	5,040
主な事業	住宅建設費	936	369
	清掃工場建設整備費	349	219
	道路・街路整備費	1,827	1,258
	中小河川整備費	345	185
	都立学校整備費	257	212

起債制限団体への転落を回避するためには、何としても自主的な財政再建に取り組む必要がある。しかし、こうした努力を怠り、起債制限団体へ転落した場合には自主的に財政再建を行うことはもはや困難となり、自治大臣による財政再建団体の指定を受け、財政の再建に取り組むことにならざるを得ない。その場合には、国の指導・監督の下、財政再建計画を策定し、歳入・歳出の両面にわたって厳しい取組を余儀なくされる。

(取組の例)

・歳入の確保

増税や徴税努力、使用料・手数料の改定 など

・歳出の削減

職員定数の削減、給与水準の引き下げ、事業の見直し など

2 見直しの検討対象となることが想定される事業

財政再建団体になった場合には、都単独事業や国基準を上回る事業が見直しの検討対象とされ、具体的には次のような事業が想定される。

【都単独事業、国基準を超える事業の例】

(単位：百万円)

事業名	11年度予算額	うち一般財源
私立学校経常費補助	117,923	104,453
私立高等学校等特別奨学金補助	2,359	2,359
私立幼稚園教育振興事業費補助	3,663	3,663
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	5,399	5,399
私立学校教育振興資金融資利子補給	678	678
市町村調整交付金	13,000	13,000
市町村振興交付金	10,000	10,000
特別区都市計画交付金	10,000	10,000
市町村いきいきまちづくり事業交付金	500	500
環境改善事業補助	1,728	1,728
芸術文化事業・国際文化交流事業等に対する助成 ((財)東京都歴史文化財団)	1,266	1,043
写真美術館の運営 ((財)東京都歴史文化財団)	1,097	1,006
江戸東京博物館の運営 ((財)東京都歴史文化財団)	4,291	3,432
(財)東京女性財団に対する助成及び東京ウイメンズ・プラザの運営	1,340	1,056
公衆浴場対策	1,088	770
防災生活圈促進事業	571	571
市町村土木補助	4,330	4,330
低公害車の普及促進	730	585
心身障害者(児)医療費の助成	24,816	23,594
心身障害者(児)通所訓練等補助	4,311	4,311
重度心身障害者手当の支給	7,622	7,622
心身障害者福祉手当等の支給	7,023	7,023
障害者スポーツ事業	857	842
心身障害者通所施設の運営	646	562
乳幼児医療費助成事業補助	4,478	4,478
保育室等運営費補助	2,363	2,363
児童手当の支給(都制度)	746	746
児童育成手当の支給	5,952	5,952
ひとり親家庭医療費助成事業補助	3,199	3,199
生活保護世帯に対する見舞金等の支給	743	743
(財)東京都地域福祉財団及び東京都社会福祉事業団に対する委託及び助成	1,558	1,558
社会福祉・医療事業団借入金利子補助	2,391	2,391
民間社会福祉施設運営費に対する都加算等	33,630	33,630
特別区国民健康保険調整交付金	25,364	25,364
市町村国民健康保険事業補助	6,729	6,729
国民健康保険組合に対する補助	9,447	9,447

(単位：百万円)

事業名	11年度予算額	うち一般財源
国民健康保険団体連合会に対する補助等	2,745	2,583
老人医療費助成(都制度)	32,181	31,917
シルバーパスの交付	15,735	14,615
老人福祉手当の支給	9,852	9,852
特別養護老人ホーム都加算	21,239	21,239
(財)東京都老人総合研究所の運営助成	3,182	3,182
区市町村高齢者福祉推進事業	500	500
(財)東京都健康推進財団運営費補助等	3,498	3,200
公立病院運営費補助	2,711	2,711
地域病院運営費補助等	3,036	3,036
(財)東京都医学研究機構運営費補助等	6,828	6,828
重症心身障害児通所委託	554	533
精神障害者共同作業所運営費等補助	3,106	3,106
リハビリテーション病院の運営	2,670	1,087
(財)東京都勤労福祉協会助成	1,921	1,903
(財)東京都高齢者事業振興財団への補助等	1,199	1,097
創業支援機能の整備	730	570
東京都住宅供給公社に対する貸付及び補助	19,901	3,750
多摩キューブにおける住宅建設に伴う小中学校建設費補助	5,308	5,261
道路維持	14,570	14,322
橋梁維持	3,372	3,365
道路補修	26,480	4,589
道路・街路整備事業	182,679	2,661
河川維持	3,270	1,806
河川環境整備	1,527	581
公園管理	11,513	9,183
自然公園管理	1,283	1,239
動物園管理	4,584	2,729
動物園・自然公園整備	3,009	1,837
臨港道路及び海上公園管理	1,988	1,862
離島航路補助	1,146	1,146
廃棄物処理場建設	28,885	1,125
ごみの収集・処分作業等	82,117	43,916
道路・河川清掃作業	3,321	3,321
し尿収集処分作業	1,184	1,137
特別区移管に伴う車庫整備補助	10,510	10,510
廃棄物処理施設整備費補助	763	763
産業廃棄物処理施設整備	1,280	1,280
清掃工場の建設整備	38,058	11,003
都立高等学校の管理運営	34,204	16,709
都立学校校舎等の改築・改修	26,008	8,824
体育施設等の管理委託(東京都生涯学習文化財団)	11,467	9,093
(財)東京都生涯学習文化財団に対する委託及び助成	1,672	1,636
東京都交響楽団運営費補助	1,429	1,429

(注) ここに挙げた事業は、11年度予算において一般財源充当額が5億円以上の事業のうち、次のような事業を除いたものである。

- 1．法令等に基づく義務的・準義務的な事業
- 2．国庫補助事業が大宗を占めている事業
- 3．地方交付税により、大宗が財源措置されている事業
- 4．行政の内部的事業など、直接都民生活に結びつかない事業

ただし、地方交付税上は包括的に財源措置されている場合があり、地方交付税によってどの程度まで措置されているかを明確にすることが困難な事業も多い。

3 都民サービスへの影響

財政再建団体になった場合、具体的にどの事業がどの程度見直されるかについては、赤字の規模や、財政構造上どこに問題があるかなどによって異なってくるため、それを現時点で正確に推測することは困難であるが、例えば次のような事業において、サービス水準の引き下げや廃止、さらには負担増の検討が想定される。

【国基準まで引き下げの検討が想定される事業の例】

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等																				
私立学校経常費補助	117,923 国基準に引き下げた場合の削減額 33,454	<p>教育条件の維持向上、経営の健全化及び保護者負担の軽減を目的として、私立学校法人に対し、国基準や他団体と比べてかなり高い水準の経常費補助を行っている。</p> <p>生徒1人当たりの補助費比較(11年度予算) (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="639 987 1334 1323"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高等学校</th> <th>中学校</th> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都 A</td> <td>372,770</td> <td>311,390</td> <td>261,710</td> <td>166,840</td> </tr> <tr> <td>国基準 B</td> <td>251,240</td> <td>240,830</td> <td>240,730</td> <td>126,840</td> </tr> <tr> <td>差引 A-B</td> <td>121,530</td> <td>70,560</td> <td>20,980</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育環境や授業料への影響</p>	区分	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	都 A	372,770	311,390	261,710	166,840	国基準 B	251,240	240,830	240,730	126,840	差引 A-B	121,530	70,560	20,980	40,000
区分	高等学校	中学校	小学校	幼稚園																		
都 A	372,770	311,390	261,710	166,840																		
国基準 B	251,240	240,830	240,730	126,840																		
差引 A-B	121,530	70,560	20,980	40,000																		

【廃止の検討が想定される事業の例】

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等																								
私立幼稚園等 園児保護者負担軽減事業費 補助	5,399	私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対して、就園にかかる負担の軽減を図るため、補助を行っている。(区市町村に対する補助) 補助内容(11年度予算) 補助額 ・生活保護、住民税非課税世帯 74,400円/年 ・所得が一定基準以下の世帯 54,000円/年 (4人世帯で年収7,300千円程度以下) 規模 96,956人 低所得者層への影響																								
市町村調整 交付金	13,000	市町村の行政需要に要する一般財源を補完し、市町村の行政水準の維持拡充を図るために、市町村調整交付金を交付している。 市町村の行政水準への影響																								
市町村振興 交付金	10,000	市町村の公共施設整備に要する一般財源を補完し、市町村の都市基盤整備を進めるために、市町村振興交付金を交付している。 地元に着した公共施設整備への影響																								
公衆浴場対策	1,088	公衆浴場の確保や経営安定化のために、施設の改築・修繕等に要する借入金に対する利子補助や下水道料金の軽減措置などを行っている。 公衆浴場数、利用者数の推移 (単位：軒、千人) <table border="1" data-bbox="470 1556 1332 1796"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>50</th> <th>61</th> <th>2</th> <th>6</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴場数</td> <td>2,425</td> <td>2,156</td> <td>1,876</td> <td>1,602</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td>年間延利用者数</td> <td>336,370</td> <td>165,211</td> <td>118,932</td> <td>85,296</td> <td>68,196</td> </tr> <tr> <td>1軒1日当</td> <td>440人</td> <td>247人</td> <td>203人</td> <td>172人</td> <td>164人</td> </tr> </tbody> </table> 公衆浴場経営及び利用者への影響	年度	50	61	2	6	10	浴場数	2,425	2,156	1,876	1,602	1,390	年間延利用者数	336,370	165,211	118,932	85,296	68,196	1軒1日当	440人	247人	203人	172人	164人
年度	50	61	2	6	10																					
浴場数	2,425	2,156	1,876	1,602	1,390																					
年間延利用者数	336,370	165,211	118,932	85,296	68,196																					
1軒1日当	440人	247人	203人	172人	164人																					

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等																																							
防災生活圏 促進事業	571	<p>「災害が起きても逃げないですむまち」をつくることを目的に、防災生活圏促進事業地区内で区・市が行う防災まちづくり事業に対して都単独事業として補助を行っている。</p> <p>重点地区（12区、11地区）</p> <table border="1" data-bbox="639 598 1334 1120"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>世帯数</th> <th>不燃化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大田区大森中</td><td>19,748</td><td>24%</td></tr> <tr><td>品川区林試の森公園周辺</td><td>18,754</td><td>34%</td></tr> <tr><td>目黒区林試の森公園周辺</td><td>18,564</td><td>27%</td></tr> <tr><td>世田谷区役所周辺</td><td>9,385</td><td>32%</td></tr> <tr><td>中野区中野南台</td><td>11,649</td><td>22%</td></tr> <tr><td>豊島区東池袋</td><td>10,667</td><td>37%</td></tr> <tr><td>北区十条</td><td>11,321</td><td>20%</td></tr> <tr><td>板橋区大谷口</td><td>14,008</td><td>26%</td></tr> <tr><td>荒川区町屋・尾久</td><td>23,613</td><td>22%</td></tr> <tr><td>足立区西新井駅西口周辺</td><td>6,728</td><td>28%</td></tr> <tr><td>墨田区鐘ヶ淵周辺</td><td>9,767</td><td>12%</td></tr> <tr><td>葛飾区立石・四つ木</td><td>13,124</td><td>29%</td></tr> </tbody> </table> <p>防災都市づくりへの影響</p>	地区名	世帯数	不燃化率	大田区大森中	19,748	24%	品川区林試の森公園周辺	18,754	34%	目黒区林試の森公園周辺	18,564	27%	世田谷区役所周辺	9,385	32%	中野区中野南台	11,649	22%	豊島区東池袋	10,667	37%	北区十条	11,321	20%	板橋区大谷口	14,008	26%	荒川区町屋・尾久	23,613	22%	足立区西新井駅西口周辺	6,728	28%	墨田区鐘ヶ淵周辺	9,767	12%	葛飾区立石・四つ木	13,124	29%
地区名	世帯数	不燃化率																																							
大田区大森中	19,748	24%																																							
品川区林試の森公園周辺	18,754	34%																																							
目黒区林試の森公園周辺	18,564	27%																																							
世田谷区役所周辺	9,385	32%																																							
中野区中野南台	11,649	22%																																							
豊島区東池袋	10,667	37%																																							
北区十条	11,321	20%																																							
板橋区大谷口	14,008	26%																																							
荒川区町屋・尾久	23,613	22%																																							
足立区西新井駅西口周辺	6,728	28%																																							
墨田区鐘ヶ淵周辺	9,767	12%																																							
葛飾区立石・四つ木	13,124	29%																																							
心身障害者 (児)医療費の 助成	24,816	<p>障害者保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、心身障害者(児)にかかる医療保険の自己負担分の全額を都が助成している。</p> <p>助成対象者 133,500人(11年度予算) 1人あたりの年間平均助成額 186,000円</p> <p>心身障害者(児)の医療費負担への影響</p>																																							
重度心身障害 者手当の支給	7,622	<p>心身に重度の障害を持ち、常時複雑な介護を必要とする障害者に対して、福祉の増進を図るため、都が独自に手当を支給している。</p> <p>助成対象者 10,500人(11年度予算) 1人あたり支給額 年間720,000円</p> <p>重度心身障害者の生活への影響</p>																																							

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等																													
乳幼児医療費 助成事業補助	4,478	<p>乳幼児の保健と健やかな育成に寄与するため、保護者に対して、4歳未満の乳幼児に係る医療費の自己負担分を助成している。(区市町村に対する補助)</p> <p>助成対象者 162,900人(11年度予算) 1人あたりの年間平均助成額57,000円</p> <p>乳幼児の医療費負担への影響</p>																													
保育室等運営費 補助	2,363	<p>保育に対する多様なニーズに対応するため、保育室(一定の基準を満たす無許可保育施設)及び家庭福祉員(自宅において子供を保育する一定の資格要件を満たす者)制度の運営費に対して補助を行っている。(区市町村に対する補助)</p> <p>助成内容(11年度予算)</p> <table border="1" data-bbox="639 987 1334 1267"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>助成単価(1人)</th> <th>助成対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">保 育 室</td> <td rowspan="4">3 歳 未 満 児</td> <td>6~12人</td> <td>月67,400円</td> <td>391人</td> </tr> <tr> <td>13~18人</td> <td>月58,300円</td> <td>1,008人</td> </tr> <tr> <td>19~24人</td> <td>月55,600円</td> <td>933人</td> </tr> <tr> <td>25~29人</td> <td>月53,900円</td> <td>1,425人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">0歳児加算</td> <td>月41,200円</td> <td>2,066人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">家 庭 福 祉 員</td> <td>月81,200円</td> <td>1,168人</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育室及び家庭福祉員制度の運営への影響</p>	区 分			助成単価(1人)	助成対象者	保 育 室	3 歳 未 満 児	6~12人	月67,400円	391人	13~18人	月58,300円	1,008人	19~24人	月55,600円	933人	25~29人	月53,900円	1,425人	0歳児加算		月41,200円	2,066人		家 庭 福 祉 員			月81,200円	1,168人
区 分			助成単価(1人)	助成対象者																											
保 育 室	3 歳 未 満 児	6~12人	月67,400円	391人																											
		13~18人	月58,300円	1,008人																											
		19~24人	月55,600円	933人																											
		25~29人	月53,900円	1,425人																											
0歳児加算		月41,200円	2,066人																												
家 庭 福 祉 員			月81,200円	1,168人																											
児童手当の 支給(都制度)	746	<p>児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、国制度に加えて、都が独自に児童手当を支給している。(区市町村に対する補助)</p> <p>支給対象、支給額</p> <table border="1" data-bbox="639 1588 1334 1845"> <thead> <tr> <th></th> <th>支 給 対 象</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td>3歳~6歳の第3子以降の児童の養育者</td> <td>第3子以降10,000円/月</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>3歳未満の第1子以降の児童の養育者</td> <td>第1・2子 5,000円/月 第3子以降10,000円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童を育成する家庭への影響</p>		支 給 対 象	支 給 額	都	3歳~6歳の第3子以降の児童の養育者	第3子以降10,000円/月	国	3歳未満の第1子以降の児童の養育者	第1・2子 5,000円/月 第3子以降10,000円/月																				
	支 給 対 象	支 給 額																													
都	3歳~6歳の第3子以降の児童の養育者	第3子以降10,000円/月																													
国	3歳未満の第1子以降の児童の養育者	第1・2子 5,000円/月 第3子以降10,000円/月																													

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等				
ひとり親家庭 医療費助成事業 補助	3,199	<p>福祉の増進を図るため、ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担分を助成している。(区市町村に対する補助)</p> <p>助成対象者 145,500人(11年度予算) 対象者1人あたりの年間平均助成額35,000円</p> <p>ひとり親家庭の医療費負担への影響</p>				
老人医療費 助成(都制度)	32,181	<p>都では、70歳以上を対象とする国の制度に付加して、65歳から69歳の高齢者に対しても医療保険による自己負担額と、老人保健法に規定された一部負担金等との差額を助成している。</p> <p>助成対象者(11年度予算)</p> <table border="1" data-bbox="651 936 1321 1196"> <tr> <td data-bbox="651 936 1023 1032">老人医療費(国制度)対象者 (ねたきり老人等)16,900人</td> <td data-bbox="1023 936 1321 1032">老人医療費(国制度) 対象者1,154,900人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1032 1023 1196">老人医療費(都制度)対象者 414,100人 (1人あたりの年間平均助成額78,000円)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← 65歳から69歳 → ← 70歳以上 →</p> <p>高齢者の医療費負担への影響</p>	老人医療費(国制度)対象者 (ねたきり老人等)16,900人	老人医療費(国制度) 対象者1,154,900人	老人医療費(都制度)対象者 414,100人 (1人あたりの年間平均助成額78,000円)	
老人医療費(国制度)対象者 (ねたきり老人等)16,900人	老人医療費(国制度) 対象者1,154,900人					
老人医療費(都制度)対象者 414,100人 (1人あたりの年間平均助成額78,000円)						
シルバーパスの 交付	15,735	<p>都では、高齢者の社会参加を促し、福祉の向上を図るため、70歳以上の高齢者に対して、都営交通及び都内の民営バスが利用できるパスを交付している。</p> <p>対象者(11年度予算) 無料パス 702,000人 有料パス 54,500人</p> <p>高齢者の社会参加への影響</p>				

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等															
老人福祉手当の支給	9,852 ほかに 財調措置 27,462	<p>高齢者福祉の増進のため、6ヵ月以上ねたきり又はこれに準じる状態にある65歳以上の高齢者(老人ホーム等の施設入所者を除く)に対して、手当を支給している。</p> <p>支給対象者数及び支給額(11年度予算)</p> <table border="1" data-bbox="639 584 1334 837"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>支給額 (月額)</th> <th>対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">70歳以上</td> <td>55,000円</td> <td>53,523人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">65歳以上 70歳未満</td> <td>所得基準内</td> <td>45,000円</td> <td>3,273人</td> </tr> <tr> <td>所得基準超</td> <td>30,000円</td> <td>604人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ねたきり老人を介護する家庭への影響</p>	区 分		支給額 (月額)	対象者数	70歳以上		55,000円	53,523人	65歳以上 70歳未満	所得基準内	45,000円	3,273人	所得基準超	30,000円	604人
区 分		支給額 (月額)	対象者数														
70歳以上		55,000円	53,523人														
65歳以上 70歳未満	所得基準内	45,000円	3,273人														
	所得基準超	30,000円	604人														
特別養護老人ホーム都加算	21,239	<p>利用者の処遇の向上と施設運営の充実を図るため、特別養護老人ホームを運営する市町村及び社会福祉法人に対して、職員の増配置など、国基準を超える都単独の加算措置を行っている。</p> <p>職員の配置基準</p> <table border="1" data-bbox="639 1144 1334 1473"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国 基 準</th> <th>都 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護婦・寮母</td> <td>利用者4人に1人</td> <td>利用者3人に1人</td> </tr> <tr> <td>調 理 員</td> <td>定員100人に対し3人</td> <td>定員100人に対し6人</td> </tr> <tr> <td>あんま、マッサージ師等</td> <td>-</td> <td>1施設について1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別養護老人ホームの運営及び利用者処遇への影響</p>	区 分	国 基 準	都 基 準	看護婦・寮母	利用者4人に1人	利用者3人に1人	調 理 員	定員100人に対し3人	定員100人に対し6人	あんま、マッサージ師等	-	1施設について1人			
区 分	国 基 準	都 基 準															
看護婦・寮母	利用者4人に1人	利用者3人に1人															
調 理 員	定員100人に対し3人	定員100人に対し6人															
あんま、マッサージ師等	-	1施設について1人															
公立病院運営費補助	2,711	<p>多摩地域、島しょ地区における市町村等が管理する病院の運営事業に対して、都が補助を行い、病院経営の健全化と、地域医療の確保と向上を図っている。</p> <p>補助の内容(11年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象病院 8病院 2,008床 ・補助限度額 1床あたり年額1,350,000円 <p>地域医療への影響</p>															

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等																					
道路・街路整備事業	182,679 単独事業廃止による削減額 97,410	<p>都市の重要なインフラである道路・街路の整備を計画的に進めているが、その多くは、都単独事業として行っている。</p> <p>道路・街路整備費の推移(当初予算) (単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="639 562 1334 763"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>2,619</td> <td>2,098</td> <td>1,974</td> <td>1,827</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>426</td> <td>566</td> <td>661</td> <td>853</td> </tr> <tr> <td>単独事業</td> <td>2,193</td> <td>1,532</td> <td>1,313</td> <td>974</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路・街路整備への影響</p>	年度	8	9	10	11	事業費	2,619	2,098	1,974	1,827	補助事業	426	566	661	853	単独事業	2,193	1,532	1,313	974	
年度	8	9	10	11																			
事業費	2,619	2,098	1,974	1,827																			
補助事業	426	566	661	853																			
単独事業	2,193	1,532	1,313	974																			
道路・河川清掃作業	3,321	<p>都市の美観を保ち、道路の本来の機能を発揮させるとともに、河川の浄化を図るため、特別区内の知事が管理する道路・河川の清掃を行っている。</p> <p>道路・河川清掃作業の状況(11年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路清掃 事業費 26億円 対 象 道路清掃作業(平常)2,314Km 歩道橋清掃 568橋 ・河川清掃 事業費 7億円 対 象 28河川、90Km <p>生活環境への影響</p>																					
都立学校校舎等の改築・改修	26,008	<p>都の単独事業として、都立高校等の改築、改修等を計画的に進めている。</p> <p>校舎改築等の実績 (単位:校、億円)</p> <table border="1" data-bbox="639 1462 1334 1619"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>62</th> <th>2</th> <th>4</th> <th>6</th> <th>8</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td>17</td> <td>32</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>36</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>133</td> <td>319</td> <td>437</td> <td>436</td> <td>353</td> <td>228</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育環境への影響</p>	年度	62	2	4	6	8	10	規模	17	32	36	44	36	26	事業費	133	319	437	436	353	228
年度	62	2	4	6	8	10																	
規模	17	32	36	44	36	26																	
事業費	133	319	437	436	353	228																	

【歳入の見直しが検討される事項の例】

事業名	11年度 予算額 (百万円)	事業の概要等																												
都市計画税の 軽減措置	30,788 (軽減分)	<p>地価高騰に対応するため、63年度から、住宅用地のうち住宅1戸について200㎡以下の部分(小規模住宅用地)の都市計画税負担を2分の1に軽減している。</p> <p>軽減措置の状況 土地一筆あたりの軽減額 約21,000円(11年度予算)</p> <p>参考 都市計画税(11年度予算額) 218,955百万円</p> <p>都民の税負担への影響</p>																												
都立学校の 授業料等	844 (国基準との 差分)	<p>都立高校等の授業料は、国基準(地方交付税算定基準)や他府県に比べて低額になっている。</p> <p>高等学校授業料等(全日制)の比較 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="639 965 1334 1178"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>授業料</th> <th>入学考査料</th> <th>入学料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都 A</td> <td>104,400</td> <td>2,100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国基準 B</td> <td>108,000</td> <td>2,200</td> <td>5,550</td> </tr> <tr> <td>差引 A-B</td> <td>3,600</td> <td>100</td> <td>5,550</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考 都立学校授業料等(11年度予算額)16,290百万円</p> <p>授業料等への影響</p>	区分	授業料	入学考査料	入学料	都 A	104,400	2,100	0	国基準 B	108,000	2,200	5,550	差引 A-B	3,600	100	5,550												
区分	授業料	入学考査料	入学料																											
都 A	104,400	2,100	0																											
国基準 B	108,000	2,200	5,550																											
差引 A-B	3,600	100	5,550																											
住宅使用料の 減免措置	11,477 (減免分)	<p>公営住宅の入居対象者は低所得者層であることから、その使用料は、公営住宅法に基づき低廉な水準に設定されているが、都ではさらに使用料の免除、減額を行っている。</p> <p>減免措置の状況 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="368 1525 1334 1738"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免額</td> <td>7,482</td> <td>8,364</td> <td>9,205</td> <td>10,450</td> <td>11,717</td> <td>12,151</td> </tr> <tr> <td>うち免除額</td> <td>6,172</td> <td>7,031</td> <td>7,971</td> <td>8,989</td> <td>10,024</td> <td>10,661</td> </tr> <tr> <td>減免件数の割合</td> <td>11.3%</td> <td>12.6%</td> <td>15.0%</td> <td>17.0%</td> <td>18.8%</td> <td>20.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考 都営住宅使用料(11年度予算額) 86,000百万円</p> <p>低所得者層における住宅使用料負担への影響</p>	区分	5	6	7	8	9	10	減免額	7,482	8,364	9,205	10,450	11,717	12,151	うち免除額	6,172	7,031	7,971	8,989	10,024	10,661	減免件数の割合	11.3%	12.6%	15.0%	17.0%	18.8%	20.7%
区分	5	6	7	8	9	10																								
減免額	7,482	8,364	9,205	10,450	11,717	12,151																								
うち免除額	6,172	7,031	7,971	8,989	10,024	10,661																								
減免件数の割合	11.3%	12.6%	15.0%	17.0%	18.8%	20.7%																								

4 まとめ

財政再建団体に指定され、国の指導・監督の下で、財政再建に取り組むことは、次のような点で、都や都民にとって大きなマイナスである。

- ・ 施策の見直しにあたって、施策の優先度や重要度、あるいは地域性などを踏まえた自主的な見直しを行うことができない。
- ・ 国の指導・監督の下で都自らの歳出削減・歳入確保を行うことが一義的に求められ、地方税財政制度の改善の実現が困難となる。
- ・ 東京の信用の失墜にとどまらず、日本全体の信用をゆるがしかねないため、景気回復をめざす日本経済にとっても影響は計りしれない。

こうした事態を招かないためにも、中長期的な視点に立って自主的な財政再建に取り組んでいくことが重要である。

参考

財政再建団体

「財政再建団体」とは、本来、昭和 29 年度の実質収支が赤字の地方公共団体で、地方財政再建促進特別措置法の規定の適用を受けて財政の再建を行う団体を指す言葉である。この本来の意味における財政再建団体は、昭和 45 年ですべて財政再建を完了しており、現在では存在しない。

現在、「財政再建団体」という場合、地方財政再建促進特別措置法第 22 条第 2 項に基づく準用再建を行う、いわゆる「準用再建団体」のことを指す。

【起債制限団体】

歳入欠陥を生じた団体で政令で定めるものは、同法の規定によって財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもって公共施設または公用施設の建設事業費等の財源とすることができない。(地方財政再建促進特別措置法第 23 条第 1 項)

【赤字限度額】

地方財政再建促進特別措置法第 23 条第 1 項に規定する歳入欠陥を生じた団体で政令で定めるものは、赤字額が、以下に定めるところにより算定した額以上である地方公共団体とする。

- ・都の場合 (府県相当標準財政規模の 5%) + (市町村相当標準財政規模の 20%)
- ・道府県 標準財政規模の 5%
- ・市町村 標準財政規模の 20%

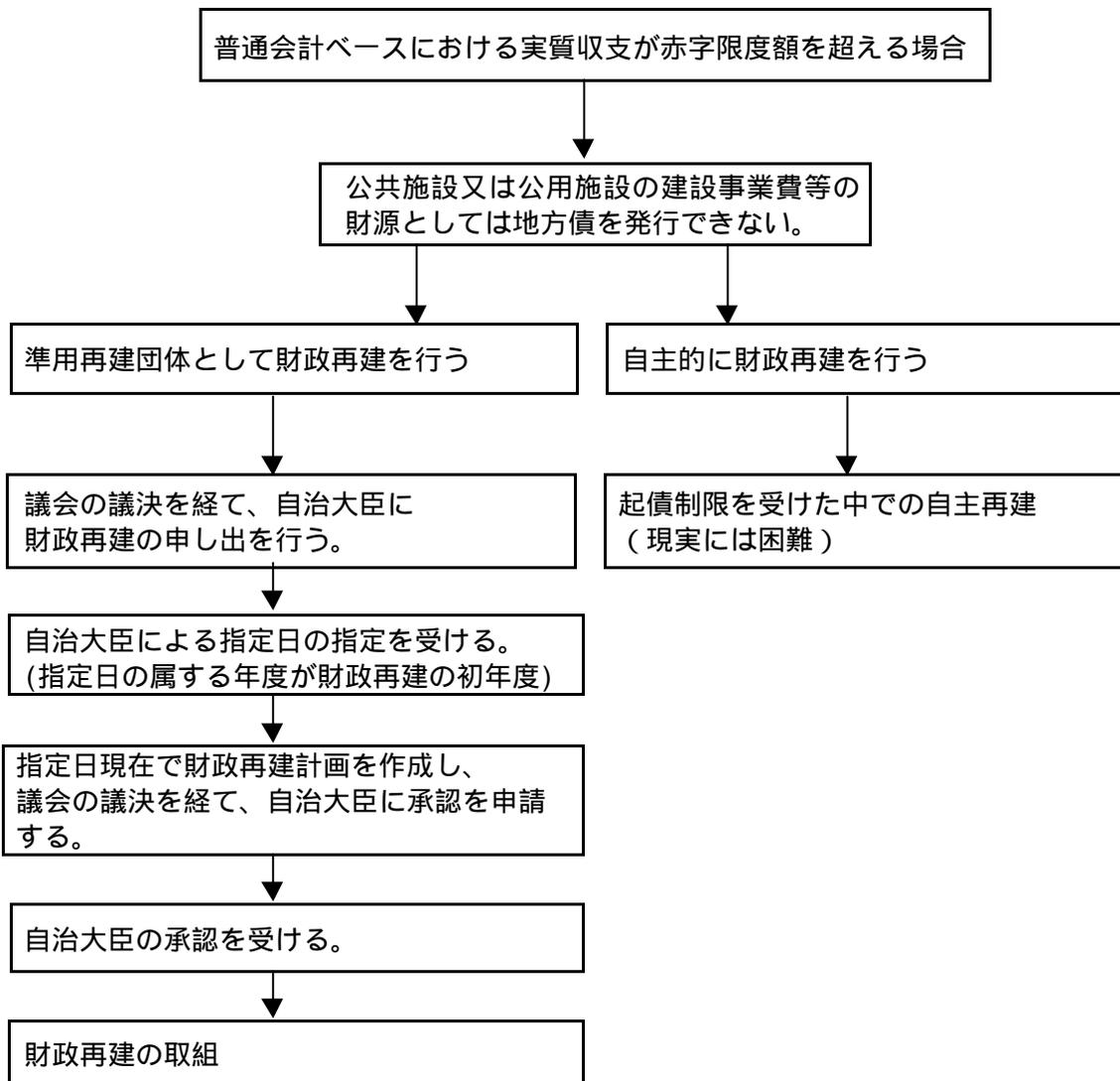
(地方財政再建促進特別措置法施行令第 11 条の 2)

【東京都の赤字限度額の推移】

(単位：億円)

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11
赤字限度額	3,185	2,927	2,848	2,848	2,884	3,097	3,191	3,038

赤字限度額を超えてから財政再建団体になるまで



過去に財政再建団体になった団体

昭和 30 年度以降に財政再建団体になった団体は、全部で 288 団体であり、そのうち都道府県は、和歌山県と青森県の 2 団体である。

また、現在、財政再建中の団体は、福岡県赤池町1団体のみである。

青森県（昭和 32～36 年度までの 5 年間）

（原因）

産業基盤が脆弱で自主財源が少ない上に、国の財源措置が不十分であったこと。また、他団体に比べ職員数が多く人件費の膨張を招いたこと、税の徴収率が極端に悪い（昭和 29 年度 79%）ことなどによる。

（財政再建計画の概要）

歳入の増

・増税

昭和31年度から36年度まで、県民税（個人、法人分）の均等割りを50%増、所得割・法人税割を5%増など

歳出の抑制

・人件費の抑制

昇給昇格の所要経費の削減、職員定数の凍結

・その他の経費の削減

和歌山県（昭和 35～37 年度までの 3 年間）

（原因）

昭和 28 年度の大水害による復旧・改良工事により、人件費、災害復旧事業費及び公債費の増嵩を招いたことによる。

（財政再建計画の概要）

歳出の抑制

・人件費の抑制

職員数の削減、定期昇給の停止 など

・物件費、補助交付金、寄附金、負担金等の抑制

・投資的経費の抑制

歳入の増

・税の増収

課税客体の補足の強化、徴収率の引き上げ

・使用料・手数料の引き上げ

・収益事業の経営合理化による増収